

| | |
|-------------------|-----------------|
| 氏名 (法人にあっては名称) | 丸紅新電力株式会社 |
| 住所 | 東京都千代田区大手町1-4-2 |

| | | | |
|------------------------------------|--|--|---|
| 自社等発電所(*1) の有無 | 無 | | |
| 電気事業の概要 | <p>特別高圧、高圧、低圧すべてのセグメントに対して、全国10エリアで電力小売事業を実施しています。</p> <p>丸紅グループで所有するLNG発電所、水力発電所、太陽光発電所から電力を購入しているほか、相対契約にて他の発電事業者からも電力を購入しております。</p> | | |
| 電気の供給における温室効果ガスの排出の状況 | 年度 前年度実績（2023年度） | 基礎二酸化炭素排出量 2 (千t-CO ₂) | 把握率 100.00 (%) |
| | 年度 前年度目標（2023年度） | 基礎排出係数(*2) 極力低減 (kg-CO ₂ /kWh) | 調整後排出係数(*3) 極力低減 (kg-CO ₂ /kWh) |
| 電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置の実施状況 | 前年度実績（2023年度） (措置の実施状況) | 0.444 (kg-CO ₂ /kWh) | 0.450 (kg-CO ₂ /kWh) |

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものという。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものという。

| | | | |
|--|---|------------------|------------------|
| 電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況 | 自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況 | | |
| | 年 度 | 再生可能エネルギー発電量(*4) | 再生可能エネルギー導入率(*5) |
| | 前年度目標（2023年度） | - (千kWh) | - (%) |
| (措置の実施状況) | 前年度実績（2023年度） | - (千kWh) | - (%) |
| | 当社は自己が所有する発電所および子会社を保有していないため、該当はございません | | |
| | 調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置の実施状況 | | |
| 電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況 | 年 度 | 環境価値の確保量(*6) | 環境価値の確保率(*7) |
| | 前年度目標（2023年度） | 前年実績並 (千kWh) | 前年実績並 (%) |
| | 前年度実績（2023年度） | 1,281 (千kWh) | 23.16 (%) |
| (措置の実施状況) | 太陽光発電に加え、バイオマス発電や水力発電等の調達・活用、及び非化石証書の購入・活用について引き続き検討してまいります。 | | |
| | 未利用エネルギー等による電源確保に向け、電源の引き取り依頼があった場合には検討いたします。 | | |
| | 該当なし | | |
| 本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組の実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> お客様の省エネ計画に役立てていただくよう、電気の使用状況をお知らせしております。 弊社のCO₂排出係数をお知らせし、各々のお客様がご自身のCO₂の排出量を把握できるようにしております。 | | |
| その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の実施状況 | 環境配慮型サービス [M-ECO (エムエコ)] を開始し、環境配慮型電力販売を行うとともに、今後は卒FIT買取、再エネ発電の活用支援などサービスを拡充し、需要家の環境課題解決を支援してまいります。 | | |

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高压地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。